

保安業務規程

苫小牧 LP ガス事業協同組合

保安業務規程

(目的)

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という）第27条第1項の保安業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。また、法に定める以外の保安業務に関する事項についても適確に実施する。

(事業所の所在地等)

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という）第39条第2項第1号から第4号までに規定する事項は添付書のとおりとする。

(保安業務の実施の方法)

第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務の実施方法は次のとおりとする。又、法に定める以外の点検・調査業務についても同様とする。

①容器交換時等供給設備点検

- (1) LPガス容器配送計画に基づく容器交換時又は定期検針時に当該保安業務を実施する。
- (2) 法第27条第1項第1号に定める供給設備の点検であって、規則第36条第1項第1号表中下欄に掲げる点検の回数が充填容器の交換時(充填容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあつては毎月1回以上)に行なわれることとされるもの及び法第27条第1項第2号に定める消費設備の調査であって、規則第37条第1号表中下欄に掲げる調査の回数が毎月(容器に充填された液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。)1回以上行なうこととされるものを行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者又は設備所有者に通知する業務。
- (3) 当該業務は、保安業務資格者又は調査員が実施する。

②定期供給設備点検

- (1) 当該業務は、年間計画を策定し、当該計画に基づき実施する。
- (2) 当該業務は、規則第36条第1項第1号の表中下欄に掲げる点検の回数が供給開始時及び充填容器等の交換時(充填容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあつては毎月1回以上)であるもの以外の事項について行ない、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者に通知する。
- (3) 当該業務は、保安業務資格者が実施する。
- (4) 供給設備の設置の場所その他保安業務を行なうべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承認を得ることが出来ない場合は、委託者と協議の上その後の措置を決定する。

③定期消費設備調査

- (1) 当該業務は、年間計画を策定し、当該計画に基づき実施する。
- (2) 当該業務は、規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引渡し時及び毎月（容器に充填された液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上であるもの以外の事項について行ない、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者及び一般消費者等に通知する。
- (3) 当該業務は、保安業務資格者が実施する。
- (4) 消費設備の設置の場所その他保安業務を行なうべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承認を得ることが出来ない場合は、委託者と協議の上その後の措置を決定する。

④周知

- (1) 当該業務は、年間計画を策定し、当該計画に基づき実施する。
- (2) 周知の書面は、保安業務資格者が委託者と協議の上作成する。
- (3) 当該業務は規則第27条の内容を規則第38条の方法で行ない、原則として書面を一般消費者等に直接手交及び説明することにより実施する。
但し、日を改め2回訪問しても直接手交出来ない場合は配布とする。
- (4) 当該業務は、保安業務資格者の監督の下、液化石油ガスの基礎知識の有る者が実施する。

⑤緊急時対応

- (1) 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたとき、内容、状況により委託者に当該事実を速やかに連絡するとともに以下の対応を実施する。
 - イ 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言を与える。
 - ロ 一般消費者等宅に必要な機材を携行して緊急出動し、原則30分以内に現場に到着し適確な措置を講じる。
- (2) 緊急出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を行なう能力を有する者が実施する。

⑥法に定める以外の点検・調査等（一酸化炭素測定・埋設管腐食測定等）

- (1) 測定は年間計画を策定し、当該計画に従い行なう。
- (2) 測定は保安業務資格者が行なう。
- (3) 消費設備の設置場所その他測定を行なうべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾が得られない場合は、委託者と協議の上その後の措置を決定する。
- (4) 測定の結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、委託者及び一般

消費者に通知する。

(保安業務の範囲)

第4条 保安業務の実施に係る範囲は次のとおりとする。又、法に定める以外の点検・調査も同様とする。

①容器交換時等供給設備点検

法第27条第1項第1号に定める供給設備の点検であつて、規則第36条第1項第1号表中下欄に掲げる点検の回数が充填容器等の交換時（充填容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあつては毎月1回以上）に行なうこととされるもの及び法第27条第1項第2号に定める消費設備の調査であつて、規則第37条第1号表中下欄に掲げる調査の回数が毎月（容器に充填された液化石油ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。）1回以上行なうこととされるものを行ない、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者に通知する業務。

②定期供給設備点検

法第27条第1項第1号に定める供給設備の点検であつて、規則第36条第1項第1号表中下欄に掲げる点検の回数が供給開始時点検・調査及び容器交換時等供給設備点検以外を行ない技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者に通知する業務。

③定期消費設備調査

法第27条第1項第2号に定める消費設備の調査であつて、規則第37条第1号表中下欄に掲げる調査の回数が供給開始時点検・調査及び容器交換時等供給設備点検以外を行ない、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者及び一般消費者等に通知する業務。

④周知

法第27条第1項第3号に定める業務であつて、規則第27条の周知内容を規則第38条に掲げる回数で一般消費者等に行なう業務。

⑤緊急時対応

法第27条第1項第4号に定める業務であつて、24時間通報受理及び緊急出動体制をとり当該保安業務を受託した一般消費者等には原則として30分以内に到着し、所要の措置をとる業務。

⑥法に定める以外の点検・調査業務

保安上必要とした点検・調査を実施し、技術上の基準に適合していないと認められる場合に

は、その結果を委託者、一般消費者等及び設備所有者に通知する業務。

(連絡の方法)

第5条 規則第39条第2項第6号に規定する液化石油ガス販売事業者に対する連絡の方法は次のとおりとする。又、法に定める以外の点検・調査も同様とする。

①容器交換時等供給設備点検

当該委託に係る保安業務の終了後30日以内に次の事項を書面にて連絡する。

ただし、技術上の基準に適合していないと認められた時は、当該設備の所有者又は占有者に対し行なった通知書面の写しを添付し、保安業務終了後速やかに書面にて連絡する。

- (1) 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 容器交換時等供給設備点検を行なった者の氏名
- (3) 容器交換時等供給設備点検の結果
- (4) 容器交換時等供給設備点検の実施又は通知をした場合はその内容
- (5) 容器交換時等供給設備点検の実施又は通知の年月日

②定期供給設備点検

当該委託に係る保安業務の終了後30日以内に次の事項を書面にて連絡する。

ただし、技術上の基準に適合していないと認められた時は、基準に適合するための必要な措置を添付し、保安業務終了後速やかに書面にて連絡する。

- (1) 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 定期供給設備点検を行なった者の氏名
- (3) 定期供給設備点検の結果
- (4) 定期供給設備点検の実施又は通知をした場合はその内容
- (5) 定期供給設備点検の実施又は通知の年月日

③定期消費設備調査

当該委託に係る保安業務の終了後30日以内に次の事項を書面にて連絡する。

ただし、技術上の基準に適合していないと認められた時は、基準に適合するための必要な措置、当該設備の所有者又は占有者に対し行なった通知書面の写しを添付し、保安業務終了後速やかに書面にて連絡する。

- (1) 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 定期消費設備調査を行なった者の氏名
- (3) 定期消費設備調査を行なった年月日
- (4) 定期消費設備調査の結果及び通知年月日

④周知

当該委託に係る保安業務の終了後30日以内に次の事項を書面にて連絡する。

- (1) 係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 行なった者の氏名
- (3) 内容
- (4) 年月日

⑤緊急時対応

イ 一般消費者等より災害の発生又はそのおそれのある事実を通知されたときは、状況により委託者に電話により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等に連絡する。
災害が発生した場合は、北海道胆振総合振興局商工労働観光課指導保安係に速やかに連絡する。

ロ 一般消費者宅に緊急出動し点検・調査した結果、委託者又は消防機関等による措置が必要と判断した場合は、速やかにその内容を電話により連絡する。

ハ 電話にて一般消費者等に適切な助言を与えることにより、又は緊急出動し適確な措置をとることにより、回避できた事例にあっても次の事項を速やかに書面にて連絡する。

- (1) 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 緊急時対応を行なった者の氏名
- (3) 緊急時対応の内容及び結果
- (4) 緊急時対応を行なった年月日

ニ 毎月毎に当該業務の実施状況につき委託者に書面にて報告する。

⑥法に定める以外の点検・調査等（一酸化炭素測定・埋設管腐食測定等）

当該委託に係る供給、消費設備の点検・調査終了後、30日以内に次の事項を書面にて連絡する。

ただし、技術上の基準に適合しないと認められたときは、基準に適合するための必要な措置、当該設備の所有者及び占有者に対し行なった通知書面の写しを添付し、点検・調査終了後速やかに書面にて連絡する。

- (1) 法に定める以外の点検・調査等に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- (2) 法に定める以外の点検・調査等を行なった者の氏名
- (3) 法に定める以外の点検・調査等を行なった年月日
- (4) 法に定める以外の点検・調査等の結果及び通知年月日

(保安業務資格者等の身分証明書)

第6条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務及び法に定める以外の点検・調査等に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示する。

(帳簿)

- 第7条 本保安機関は、保安業務の委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに規則第131条第2項の規定による帳簿を備える。法に定める以外の点検・調査を行なった場合も同様とする。
- 2 前項の帳簿は、記載の日から法定年保存する。ただし、保安業務及び法に定める以外の点検・調査等については、次に実施されるまでの間保存する。
 - 3 第1項の帳簿は、本保安機関に委託を行なった液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供する。

(報告)

- 第8条 本保安機関は、規則第132条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後3ヶ月以内に法第29条第1項の認定をした北海道知事に報告する。
- (1) 当該事業年度における法第27条第1項の保安業務の実施状況
 - (2) 当該事業年度末における保安業務資格者の数
 - (3) 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
 - (4) 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更

(保安教育)

- 第9条 本保安機関は、保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業務に従事する者に対し保安教育を実施する。

(労務規程)

- 第10条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細則)

- 第11条 この保安業務規程の実施に必要な事項は別に定める。

附則

- この保安業務規程は、北海道知事の認可を受けた日から実施する。

平成29年7月21日